令和８年（フ）第１０１号
大分市大字城原2365番地の５　セティア112
債務者　柿本　隼人
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６２号
大分市大字寒田1340番地　リルームス寒田Ｂ棟212
債務者　丸尾　勇洋
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９０号
大分市大字森町553番地の１　シャンポール阿部Ｂ105
債務者　植田　剛士
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１９号
大分市横田２丁目15番15号、申立時の住所大分市横田１丁目11番２Ａ３－402号
債務者　松下　千紗（旧姓熊野、加藤、山本）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６１号
大分市大字鶴崎257番地の１　アンバージョイ101
債務者　若林　文也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８６号
大分市三川下２丁目３番12号
債務者　大室　真行
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９６号
大分県別府市大字鶴見643番地　スプリングプレイス鉄輪302号
債務者　尾林　賢二
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０３号
大分市大字政所3495番地の３　リディアパレス21－815
債務者　高橋　幸治
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１３号
大分県別府市大字内竈1256番地の７　市営亀川住宅Ｃ棟705号
債務者　栗林　精一
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２７６号
宮崎市大字島之内63番地８　フレグランスタウン住吉５番館201号、前住所宮崎市花ケ島町観音免942番地22　ファーストライフⅢ202号
債務者　眞方小夜子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９０号
宮崎市大塚町大迫北平4093番地３
債務者　堀之内愛実
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字手安119番地１
債務者　田井つゞみ
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第２２９号
沖縄県沖縄市安慶田１丁目26番４－610号
安慶田市営住宅
債務者　與座めぐみ（旧姓福山）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第９９号
宮城県遠田郡美里町駅東一丁目26番地10
債務者　髙梨　亜紀子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
宮城県大崎市古川駅南一丁目14番地　ライブリーＥ　203号
債務者　髙橋　雅見
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第６５７号
東京都東大和市向原１丁目５番地の１コンフリエ向原１－Ｂ102
債務者　溝原　和享
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部